

鳥取県訓令第12号

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員表彰規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員表彰規程（昭和41年鳥取県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>知事表彰を受けた職員の昇給の取扱い</u>）</p> <p>第7条 <u>知事は、知事表彰を受けた職員について、別に定める鳥取県職員表彰審査会の検討結果を踏まえ、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第13条第1項に規定する昇給区分を決定するものとする。</u></p>	<p>（<u>知事表彰を受けた者の取扱い</u>）</p> <p>第7条 <u>知事表彰を受けた職員が職務上特に業績があると認められる場合は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第14条第1項第2号に掲げる場合に該当するものとして同項の規定による人事委員会の承認に係る申請を行うものとする。</u></p>

附 則

この訓令は、平成19年12月28日から施行する。